

配偶者が育児休業をすることができないことの申告書

別添2

以下に記載する私の配偶者は、育児休業支援手当金の対象となる子の出生日の翌日時点で、以下の理由により子の出生日から起算して56日を経過する日の翌日までに、育児休業を取得することができないことを申告します。

フリガナ		配偶者の生年月日
配偶者の氏名		昭和 平成 年 月 日

※ 該当するチェック欄（いずれか一つ）に ☒ を入れ、該当する必要書類を添付してください。

チェック欄	配偶者が育児休業をすることができない理由	必要書類 (原本ではなく、 <u>写しを提出してください。</u>)
☐	①日々雇用される者である。	・ 労働契約の内容が分かる書類（労働条件通知書等）
☐	②育児休業の申出をすることができない有期雇用労働者（※）である。 ※子の出生日又は出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、労働契約が満了することが明らかな有期雇用労働者が該当します。	・ 労働契約の内容が分かる書類（労働条件通知書等） ※以下の欄を記入してください。 労働契約の終了予定日 令和 年 月 日 子の出生日又は出産予定日のうち遅い日 令和 年 月 日
☐	③労使協定に基づき事業主から育児休業の申出を拒まれた。 ⇒労使協定に基づき事業主が申出を拒むことができるのは、次のいずれかに該当する場合に限られます。該当するものに○をつけてください。 （ア）子の出生日の翌日時点の勤務先の事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない場合 （イ）育児休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 （ウ）出生時育児休業の申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 （エ）1週間の所定労働日数が2日以下の場合	・ 左記（ア）～（エ）のいずれかに該当することが確認できる労働契約の内容が分かる書類（労働条件通知書等）
☐	④公務員であって育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかった。	・ 任命権者からの不承認の通知書
☐	⑤雇用保険被保険者ではない。 ※共済組合の組合員である公務員の場合は該当しません。	・ 雇用保険の適用に関することの証明書 ※雇用保険被保険者でないことを事業主が証明したもの（1週間の所定労働時間が20時間未満の場合は、労働契約の内容が分かる書類（労働条件通知書等）に代えることも可。）
☐	⑥短期雇用特例被保険者であるため、育児休業給付を受給することができない。	・ 雇用保険の適用に関することの証明書 ※短期雇用特例被保険者であることを事業主が証明したもの
☐	⑦雇用保険被保険者であった期間が1年未満のため、育児休業給付を受給することができない。	・ 雇用保険の適用に関することの証明書 ※雇用保険被保険者であった期間が1年未満であることを事業主が証明したもの
☐	⑧雇用保険被保険者であった期間は1年以上であるが、賃金支払いの基礎となる日数や労働時間が不足するため、育児休業給付を受給することができない。	・ 賃金支払状況についての証明書 ※子の出生日の翌日時点の勤務先の事業主が証明したもの
☐	⑨配偶者の勤務先の出生時育児休業又は育児休業が有給の休業であるため、育児休業給付を受給することができない。 ※有給でなければ出生時育児休業給付金又は育児休業給付金が支給される休業を、期間内に通算して14日以上取得している必要があります。	・ 育児休業取得証明書 ・ 育児休業取得証明書に記載された出生時育児休業又は育児休業の期間が確認できる書類（育児休業申出書、育児休業取扱通知書等）

令和 年 月 日
公立学校共済組合東京支部長 殿

組合員番号

組合員氏名